

# 石川県公報

平成 25 年 2 月 5 日

第 1 2 5 6 7 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

告 示					
一般競争入札の落札者等	(医療対策課)	1	県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告	(農業基盤課)	7
漁船損害補償法に基づく加入区指定の一部改正	(水産課)	1	公共測量実施公告	(監理課)	7
漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を 求めるための事前届出	(同)	2	入札公告	(港湾課)	7
公 告					
政府調達に関する協定に係る入札公告	(医療対策課)	3	<b>公安委員会</b>		
予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課)	5	石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正		10
大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経営支援課)	5	<b>選挙管理委員会</b>		
県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告	(経営対策課)	6	政治団体の届出の公表		13
県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告	(同)	7	政治団体の届出事項の異動の届出の公表		13
			政治団体の解散の届出の公表		13
			資金管理団体の届出の公表		13

## 告 示

### 石川県告示第42号

W T O (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成 25 年 2 月 5 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法  
灯油 223,000リットル 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県立高松病院事務局総務課経理係  
かほく市内高松ヤ36
- 落札者を決定した日  
平成 24 年 12 月 25 日
- 落札者の名称及び所在地  
丸一石油株式会社  
金沢市戸水 2 丁目 27 番地
- 落札金額  
83,349 円 / リットル
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日  
平成 24 年 11 月 6 日

### 石川県告示第43号

漁船損害等補償法 (昭和 27 年法律第 28 号) 第 112 条第 4 項の規定により、漁船損害補償法に基づく加入区指定 (昭

和35年石川県告示第560号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成25年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

件名を次のように改める。

漁船損害等補償法に基づき指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が発生する加入区の指定

表以外の部分を次のように改める。

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定により、同項に規定する加入区(漁船損害補償法の一部を改正する法律(昭和35年法律第15号)附則第3項の規定により、指定されたものとみなされたものを含む。)を次のとおり指定した。

表中「石川とぎ」を「西海」に、「能都町」を「能都」に改める。

石川県告示第44号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年2月5日から同月19日まで一般の縦覧に供する。

平成25年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

発 起 人		加入区	法第113条第1項の規定による漁業協同組合に対する申出	縦覧場所
氏 名	住 所			
森 田 誠	小松市安宅新町二12 - 10	小松市	行う。	石川県漁業協同組合小松支所
山 崎 茂	小松市浜佐美本町40番地			
中 田 覚	小松市古河町55			
福 岡 敬 又	白山市中成1丁目264番地	美川	"	石川県漁業協同組合美川支所
桜 田 紀 政	白山市美川中町口30番地3			
吉 田 利 博	白山市番田町20番地			
福 島 健 一	金沢市普正寺町9の15番地	金沢市	"	石川県漁業協同組合金沢支所
川 島 良 一	金沢市専光寺町ツ67番地2			
村 田 紘 一	金沢市普正寺町5の9番地1			
筆 漁 業 有 限 会 社	金沢市金石北2丁目13番38号	"	"	石川県漁業協同組合金沢港支所
平 野 雅 範	金沢市金石西4丁目6番12号			
有限会社鳥井漁業部	金沢市金石西4丁目8番18号			
堂 久 八	かほく市白尾カ8番地	南浦	"	石川県漁業協同組合南浦支所
板 井 善 一 郎	かほく市白尾ナ141番地2			
正栄水産株式会社	かほく市浜北ホ46番地			
駒 井 豊 志	羽咋市滝町力211番地	羽咋	"	石川県漁業協同組合羽咋支所
清 水 維	羽咋市一ノ宮町ソ42番地			
中 條 一 利	羽咋市柳田町70字15 - 5			
菊 義 一	羽咋市柴垣町18字64	柴垣	"	石川県漁業協同組合柴垣支所
西 村 豊	羽咋市柴垣町18字45			
長 浦 和 良	羽咋市柴垣町18字113			
長 寛 二	羽咋郡志賀町長沢イの44番地	高浜	"	石川県漁業協同組合高浜支所
川 端 進	羽咋郡志賀町高浜町ノの114番地4			
石 川 順 作	羽咋郡志賀町大島ホの7番地8			
高 田 敏 明	羽咋郡志賀町上野乙の337番地4	志賀町	"	石川県漁業協同組合志賀支所
加 藤 俊 治	羽咋郡志賀町上野八の47番地1			
渡 辺 省 一 郎	羽咋郡志賀町安部屋イの202番地			

瀧田次八	羽咋郡志賀町福浦港港182-1			石川県漁業協同組合福浦港支所
佐藤稔	羽咋郡志賀町福浦港マ-72-2	福浦港	"	
浜中外治	羽咋郡志賀町福浦港15-33-4			
三井一雄	羽咋郡志賀町西海千浦口-19番地			石川県漁業協同組合西海支所
久木喜久彦	羽咋郡志賀町西海風無りの55-2	西海	"	
木村豊男	羽咋郡志賀町赤崎レの23番地			
坂下優	輪島市輪島崎町1部157番地			石川県漁業協同組合輪島支所
細道清一郎	輪島市海士町天地45番地	輪島市	"	
西見歳春	輪島市海士町天地79番地			
松尾忠幸	珠洲市高屋町24字20番地			石川県漁業協同組合すず支所
丹保晴男	珠洲市高屋町23字6番地	珠洲北部	"	
和田裕	珠洲市清水町1字82番地			
山崎政夫	珠洲市狼煙町への部80番地			
小坂一平	珠洲市狼煙町への部84番地	狼煙	"	"
松田伸平	珠洲市狼煙町への部59番地			
田喜知潔	珠洲市蛸島町夕部113番地			
藤田隆二	珠洲市正院町川尻12部37番地2	蛸島	"	"
吉田正	珠洲市三崎町小泊17部15番地			
越後洋一郎	珠洲市宝立町春日野1字157-1			
谷内章二	珠洲市宝立町宗玄25字23番地	宝立町	"	"
室谷正孝	珠洲市宝立町鶴飼2字87番地			
板東清一	鳳珠郡能登町字小木2丁目10番地			石川県漁業協同組合小木支所
山下久弥	鳳珠郡能登町字小木13字31番地2	小木	"	
寺下恒夫	鳳珠郡能登町字小木15字22番地1			
上田光生	鳳珠郡能登町字宇出津ウ字17番地			石川県漁業協同組合能都支所
六谷智一	鳳珠郡能登町字宇出津井字8番地	能都	"	
岩本藤一	鳳珠郡能登町字姫10字58番地			
小坪武	七尾市鶴浦町9部10番地			石川県漁業協同組合ななか支所
石井顕能	七尾市鶴浦町9部58番地	鶴の浜	"	
石崎貞雄	七尾市鶴浦町69部14番地			

## 公 告

### 政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成25年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 調達内容

- (1) 購入件名及び数量  
灯油 99,000リットル
- (2) 調達件名の特質等  
JIS1号
- (3) 納入期間  
平成25年4月1日から同年6月30日まで
- (4) 納入場所  
石川県立高松病院

- (5) 今後調達が予定される件名、数量及び入札公告予定時期

灯油159,000リットル(平成25年7月1日から同年9月30日まで) 同年5月頃

- (6) 入札方法

入札金額は、(1)の物件の1リットル当たりの単価額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(2) 平成24年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成24年石川県告示第172号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。  
(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

## 3 入札者に要求される義務

入札者は、当該購入物品を指定した日時及び場所に納入できることを証明する書類等入札説明書に示す関係書類を平成25年3月7日(木)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関する説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒929-1293 かほく市内高松ヤ36  
石川県立高松病院事務局総務課経理係 電話番号 076-281-1125  
(2) 入札説明書の交付方法  
(1)の交付場所において交付  
(3) 入札書の受領期限  
平成25年3月26日(火)午後1時30分(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)  
(4) 開札の日時及び場所  
平成25年3月26日(火)午後1時30分 石川県立高松病院管理棟大会議室

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨  
(2) 入札保証金及び契約保証金  
免除  
(3) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。  
(4) 契約書作成の要否  
要  
(5) 落札者の決定方法  
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
(6) 手続における交渉の有無  
無  
(7) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased  
Kerosene (Paraffin) Oil 99,000 ℓ  
(2) Delivery period  
From 1 April 2013 through 30 June 2013

- (3) Delivery place  
Ishikawa Prefectural Takamatsu Hospital
- (4) Time limit of tender  
13 : 30 p.m. 25 March 2013
- (5) Contact point for the notice  
Fiscal Division Ishikawa Prefectural Takamatsu Hospital  
36 ya Uchitakamatsu Kahoku 929 - 1293  
Japan TEL 076 - 281 - 1125

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
瀨 澤 英 幸 大 江 真 史 吉 牟 田 剛 三 崎 俊 光 黒 田 文 人 西 村 良 成 岡 島 直 子 篠 崎 繪 里 前 田 顯 子 清 水 正 樹 斉 藤 剛 克 太 田 邦 雄	県内全域	白山市鶴来水戸町ノ1番地 白山石川医療企業団 公立つるぎ病院

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成25年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
どんたく津幡店  
河北郡津幡町字横浜へ66番ほか14筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
山成商事株式会社 代表取締役 山口 成俊  
七尾市作事町80番地
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
山成商事株式会社 代表取締役 山口 成俊  
七尾市作事町80番地  
ほか1者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年9月30日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,400平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

63台

(2) 駐輪場の収容台数

17台

(3) 荷さばき施設の面積

24平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

8立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後10時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

5箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後8時まで

7 届出年月日

平成25年1月29日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び津幡町産業建設部交流経済課

9 届出等の縦覧期間

平成25年2月5日から同年6月5日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成25年6月5日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成25年2月6日から同年3月7日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成25年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
北免田・上畠地区	県 営 ほ 場 整 備 事 業 ( 面 的 集 積 型 )	県営土地改良事業計画書の写し	七尾市農林水産課



## 県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成25年2月6日から同年3月7日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成25年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
西馬場地区	県 営 ほ 場 整 備 事 業 ( 面 的 集 積 型 )	県営土地改良事業変更計画書の写し	中能登町農林課

## 県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成25年2月6日から同年3月7日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成25年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
観 音 下 地 区	老 朽 た め 池 整 備 事 業	県営土地改良事業計画書の写し	小松市農林水産課
下 福 田 地 区	農 業 用 施 設 石 綿 対 策 特 別 事 業	〃	加賀市農林水産課
山 田 地 区	老 朽 た め 池 整 備 事 業	〃	志賀町農林水産課
山 中 地 区	〃	〃	能登町農林水産課

## 公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、金沢市戸板第二土地区画整理組合理事長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (土地区画整理事業)	平成25年2月1日から 同年6月28日まで	金沢市中央地域

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成25年2月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名  
金沢港船舶運航管理業務委託
- (2) 業務場所  
金沢港内
- (3) 業務内容  
金沢港船舶運航管理業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (4) 業務実施期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (5) 引継期間  
契約締結日から平成25年3月31日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、平成24年度において競争入札参加資格を有すると認められた者(以下「競争入札参加資格者名簿登載者」という。)で、次に掲げる条件の全てに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日からこの業務の入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 役員(役員として登記され、又は届出されていない者で事実上経営に参画しているものを含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員でない者又はこれらに協力、関与等をしている者でないこと。
- (4) 次の要件を全て満たす者であること。

ア 競争入札参加資格者名簿登載者としての事業所(本社又は本店に限る。)の所在地が石川県県央土木総合事務所管内であること。

イ 競争入札参加資格者名簿登載者で、「参加を希望する業種」に「33 その他」で登録された者であること。

ウ 過去5年間に、元請負人(特別建設工事共同企業体にあつては、代表者に限る。)として引船ようを使用した港湾工事、海岸工事等の海上工事を施工し、又は引船よう(備船を含む。)を使用した港湾運送若しくは引船の業務に従事した実績があること。

## 3 入札者に要求される義務等

入札者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)を次のとおり提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 提出場所  
4(1)の提出場所とする。
- (2) 提出期限  
平成25年3月5日(火)午後5時
- (3) 提出方法  
持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限内必着とする。)
- (4) 入札参加資格確認の結果通知  
入札参加資格確認の結果は、平成25年3月7日(木)までに通知する。
- (5) 入札参加資格否認の理由説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、知事に対し、その理由の説明を求めることができる。

イ アの説明の請求は、平成25年3月11日(月)午後5時までに書面により行わなければならない。この場合において、当該書面は、4(1)の提出場所へ持参により提出しなければならない。

ウ アの説明は、平成25年3月13日(水)までに書面により行う。

## 4 入札書の提出場所等



- (1) 入札書の提出場所及び入札説明書の交付場所  
〒920 - 0211 金沢市湊4丁目12番地  
石川県金沢港湾事務所庶務課
- (2) 入札説明書の交付方法等  
ア 入札説明書の交付方法  
(1)の交付場所において書面により交付する。なお、石川県金沢港湾事務所の下記ホームページから当該書面に係る電磁的記録をダウンロードすることができる。  
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanazawakouwan/index.html>  
イ 入札説明書の交付期間  
平成25年2月5日(火)から同年3月5日(火)までの石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く、午前9時から午後5時まで  
ウ 入札説明書に対する質問の受付期間及び方法  
平成25年2月5日(火)から同年3月5日(火)までの県の休日を除く、午前9時から午後5時までの間に、書面(様式は、任意とする。)を石川県知事に対して持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。  
エ 質問に対する回答の閲覧期間及び閲覧場所  
平成25年2月5日(火)から同年3月5日(火)までの県の休日を除く、午前9時から午後5時までの間、(1)の場所において閲覧に供する。
- (3) 入札の日時及び場所  
平成25年3月13日(水) 午前10時  
石川県金沢港湾事務所2階 会議室
- (4) 入札書の提出方法  
持参により提出すること。
- 5 入札保証金及び契約保証金  
免除
- 6 落札価格  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 入札に関する注意事項  
(1) 入札参加者は、入札心得、仕様書、入札説明書等を熟覧の上、入札しなければならない。  
(2) 入札参加者は、金額を明示した見積内訳書を持参し、提出しなければならない。  
(3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、4(3)に定める入札の日時及び場所に集合すること。
- 8 入札の無効  
この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者の入札書は、無効とする。
- 9 契約書作成の要否  
要
- 10 落札者決定予定日  
平成25年3月13日(水)
- 11 落札者の決定方法  
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 12 問い合わせ先  
〒920 - 0211 金沢市湊4丁目12番地  
石川県金沢港湾事務所庶務課 電話番号 076 - 268 - 1201

## 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会告示第13号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成25年2月5日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）白山警察署管内の表257を次のように改める。

257	太 平 寺 中 央 交 差 点	野々市市太平寺3丁目200番地先 市道高尾堀内線と市道太平寺上林線との交差点	H 20. 12. 5
-----	--------------------	---	-------------

別表第4（指定方向外進行禁止）小松警察署管内の表に次のように加える。

439	市道西軽海町 2丁目 ゴルフ場線	小松市西軽海町2丁目203番地5先	軽海団地方向から中海町方向への直進及び八幡方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終 日
440	市道西軽海町 2丁目10号線	小松市西軽海町2丁目204番地10先	中海町方向から軽海団地方向への直進及び荒木田町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終 日
441	市道西軽海町 2丁目10号線	小松市西軽海町2丁目204番地11先	中海町方向から荒木田町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終 日
442	市道中海 西軽海線	小松市中海町八9番1先	中海町方向から荒木田町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終 日

別表第10（普通自転車歩道通行可）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

82	市道 1級幹線33号 有松四十万線	金沢市横川4丁目191番地先（横川4丁目交差点）から 金沢市久安3丁目473番地先（久安3丁目交差点）まで	終 日	約 86 メートル
83	市道 1級幹線33号 有松四十万線	金沢市久安2丁目510番地先（久安3丁目交差点）から 金沢市横川3丁目4番地先（横川4丁目交差点）まで	終 日	約 86 メートル
84	市道 1級幹線33号 有松四十万線	金沢市上有松4丁目1番10号先から 金沢市上有松4丁目1番10号先まで	終 日	約 10 メートル

別表第10（普通自転車歩道通行可）金沢中警察署管内の表52、53を次のように改める。

52	市道1級幹線 31号若草横川線	金沢市久安4丁目419番地先（久安2丁目交差点）から 金沢市泉野出町2丁目7番9号先まで	終 日	約 2,504 メートル
53	市道1級幹線 31号若草横川線	金沢市長坂3丁目1番1号先から 金沢市久安1丁目515番地先（久安2丁目交差点）まで	終 日	約 2,504 メートル

別表第10（普通自転車歩道通行可）2以上の警察署管内にまたがる表15、16を次のように改める。

15	市道1級幹線33号 有松四十万線、 市道曾谷19号線	金沢市三馬3丁目303番地先（三馬3丁目交差点）から 白山市曾谷町口8番地4先まで	終 日	約 3,860 メートル
16	市道1級幹線33号 有松四十万線、 市道曾谷19号線	白山市曾谷町口13番地1先から 野々市市扇が丘430番地先（三馬3丁目交差点）まで	終 日	約 3,870 メートル

別表第10の3 (普通自転車の交差点進入禁止) 金沢中警察署管内の表に次のように加える。

3	市 道 1 級幹線 33 号 有松四十万線	金沢市有松 4 丁目 1 番10号先 (上有松交差点)	終 日	普通自転車
---	-----------------------------	-----------------------------	-----	-------

別表第11 (最高速度の指定) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

212	市道戸板 14 号 北町線 8 号	金沢市戸板第二土地区画整理事業18 A街区 8 の 1 先から 金沢市北町乙18番地先まで	約 360 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引 を 除く。)
-----	----------------------	---	---------------	----------------	----	-------------------

別表第11 (最高速度の指定) 羽咋警察署管内の表に次のように加える。

172	町道高浜堀松線	羽咋郡志賀町末吉ヨ 5 番地 2 先から 羽咋郡志賀町堀松寅33番地 1 先まで	約 1,500 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。)
-----	---------	---	-----------------	----------------	----	-------------------------------

別表第13 (車両通行帯) 金沢中警察署管内の表に次のように加える。

97	市 道 1 級幹線 33 号 有松四十万線	金沢市有松 4 丁目 3 番12号先から 金沢市有松 4 丁目 1 番10号先まで (有松 4 丁目交差点方向から上有松交差点に至る方向)	3	約 50 メートル
98	市 道 1 級幹線 33 号 有松四十万線	金沢市三馬 3 丁目296番地先から 金沢市三馬 3 丁目300番地先まで (久安 1 丁目交差点方向から三馬 3 丁目交差点に至る方向)	3	約 30 メートル
99	市道 1 級幹線 31号若草横川線	金沢市久安 2 丁目473番地先から 金沢市久安 2 丁目474番地先まで (久安 2 丁目交差点方向から久安 3 丁目交差点に至る方向)	3	約 30 メートル
100	市道 1 級幹線 31号若草横川線	金沢市久安 3 丁目368番地先から 金沢市久安 3 丁目362番地先まで (久安 3 丁目交差点方向から久安 2 丁目交差点に至る方向)	3	約 30 メートル
101	市 道 1 級幹線 33 号 有松四十万線	金沢市久安 4 丁目422番地先から 金沢市久安 4 丁目422番地先まで (久安 4 丁目交差点方向から久安 2 丁目交差点に至る方向)	3	約 30 メートル
102	市 道 1 級幹線 33 号 有松四十万線	金沢市久安 2 丁目322番地先から 金沢市久安 2 丁目324番地先まで (久安 2 丁目南交差点方向から久安 2 丁目交差点に至る方向)	3	約 30 メートル

別表第13 (車両通行帯) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

98	金沢港湾事務所 管 理 道 路 大浜御供田線	金沢市湊 3 丁目 1 番地 1 先から 金沢市湊 3 丁目 1 番地 1 先まで (五郎島町方向から港大橋詰交差点に至る方向)	2	約 30 メートル
----	------------------------------	--	---	--------------

別表第13の2 (専用通行帯) 金沢中警察署管内の表に次のように加える。

12	市道 1 級幹線 31号若草横川線	金沢市久安 2 丁目324番地 先 (久安 2 丁目交差点) から 金沢市久安 2 丁目474番地 先 (久安 3 丁目交差点) ま で	約 460 メートル	終日	道路の左側端から数えて 1 番目の通行帯を自転車専用 帯とする。それ以外の通行 帯は自転車専用通行帯以外 の通行帯とする。	普通自転車
----	----------------------	--	---------------	----	---	-------

13	市道 1 級幹線 31号若草横川線	金沢市久安 3 丁目440番地 先 (久安 3 丁目交差点) から 金沢市久安 3 丁目362番地 先 (久安 2 丁目交差点) ま で	約 460 メートル	終日	道路の左側端から数えて 1 番目の通行帯を自転車専用 帯とする。それ以外の通行 帯は自転車専用通行帯以外 の通行帯とする。	普通自転車
14	市 道 1 級幹線 33 号 有松四十万線	金沢市有松 5 丁目 1 番 1 号 先 (上有松交差点) から 金沢市三馬 3 丁目300番地 先 (三馬 3 丁目交差点) ま で	約 1,490 メートル	終日	道路の左側端から数えて 1 番目の通行帯を自転車専用 帯とする。それ以外の通行 帯は自転車専用通行帯以外 の通行帯とする。	普通自転車
15	市 道 1 級幹線 33 号 有松四十万線	金沢市三馬 3 丁目300番地 の西側 (三馬 3 丁目交差点) から 金沢市有松 4 丁目 1 番10号 先 (上有松交差点) まで	約 1,480 メートル	終日	道路の左側端から数えて 1 番目の通行帯を自転車専用 帯とする。それ以外の通行 帯は自転車専用通行帯以外 の通行帯とする。	普通自転車

別表第14 (進路変更禁止及び進行方向別通行区分) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

54	金沢港湾事務所 管 理 道 路 大浜御供田線	金沢市湊 3 丁目 1 番地 1 先から 金沢市湊 3 丁目 1 番地 1 先まで 『港大橋詰交差点』 (五郎島町方向から港大橋詰交差点 に至る方向)	約 30 メートル	2	終日	道路の左側端から数えて 1 番目の車両通行帯は左折及 び直進並びに右折、2 番目 の車両通行帯は右折
----	------------------------------	---	--------------	---	----	---

別表第18 (駐車禁止) 金沢中警察署管内の表に次のように加える。

614	市道 1 級幹線 2 号中央通り線、 1 級幹線 3 号犀 川大通り線	金沢市池田町四番丁 6 番地 1 先から 金沢市片町 1 丁目 6 番13号先まで (片側)	約 175 メートル		終日 (ただし21:00か ら翌7:00までは法定 禁止場所以外での客待 ちタクシーを除く。)	車両
615	市道 1 級幹線 2 号中央通り線、 1 級幹線 3 号犀 川大通り線	金沢市片町 2 丁目21番30号先から 金沢市片町 2 丁目26番17号先まで (片側)	約 210 メートル		終日 (ただし21:00か ら翌7:00までは法定 禁止場所以外での客待 ちタクシーを除く。)	車両
616	市道 1 級幹線 2 号中央通り線、 1 級幹線 3 号犀 川大通り線	金沢市片町 2 丁目13番24号先から 金沢市片町 2 丁目 3 番 7 号先まで (片側)	約 180 メートル		終日 (ただし21:00か ら翌7:00までは法定 禁止場所以外での客待 ちタクシーを除く。)	車両
617	市道 1 級幹線 2 号中央通り線、 1 級幹線 3 号犀 川大通り線	金沢市片町 1 丁目11番12号先から 金沢市池田町三番丁30番地12先まで (片側)	約 120 メートル		終日 (ただし21:00か ら翌7:00までは法定 禁止場所以外での客待 ちタクシーを除く。)	車両

別表第18 (駐車禁止) 金沢西警察署管内の表372の項を次のように改める。

372	市道戸板 14 号 北 町 線 8 号	金沢市戸板第二土地区画整理事業18A街区 8 の 1 先から 金沢市北町乙18番地先まで	約 360 メートル		終 日	車両
-----	------------------------	--	---------------	--	-----	----

別表第4(指定方向外進行禁止)白山警察署管内の表427の項を次のように改める。

427	削	除
-----	---	---

別表第18(駐車禁止)金沢中警察署管内の表192の項を次のように改める。

192	削	除
-----	---	---

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成25年2月5日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
佐々木紀の 税理士後援会	能登宏和	浅井克樹	金沢市北安江3丁目4番6号	平成24年12月11日
安実隆直後援会	中田巖	苗代一道	白山市矢頃島町37	平成24年12月12日
全国旅館政治連盟 石川県支部	安藤精孝	北口博一	金沢市此花町6-10 金沢ビル内	平成24年12月25日
いたや悦郎後援会	板谷悦郎	板谷ふさ江	かほく市内高松末38	平成24年12月26日
田中さくじろう後援会	宮下直之	本多直樹	能美市三道山町チ16-2	平成24年12月27日

### 石川県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年2月5日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
はしなか義憲後援会	代表者	柳沢豊志	細川正博	平成24年12月7日
能美郡市医師連盟	主たる事務所 の所在地	能美市寺井町ヨ47	能美市佐野町ヲ33番地	平成24年12月12日

### 石川県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年2月5日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	解散届受理年月日
はしなか義憲後援会	平成24年12月13日
泉信也石川県後援会連合会	平成24年12月25日

**石川県選挙管理委員会告示第8号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成25年2月5日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定届受理年月日
板谷悦郎	かほく市 議会議員	いたや悦郎後援会	かほく市内高松末38	板谷悦郎	平成24年 12月26日